

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料（税）の減免について

このリーフレットは、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料（税）の減免に関するものです。

次の要件を満たす方は、保険料（税）が減免となります。

- ① **新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯（介護保険料は第一号被保険者）の方**
⇒ **保険料（税）を全額免除**
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の（１）～（３）全てに該当する方**
※介護保険料は（１）かつ（３）に該当する第一号被保険者
⇒ **保険料（税）の一部を減額もしくは全額免除**

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入等（事業収入や給与収入など）のうち、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること。
※保険金や損害賠償金などで補填された金額は控除します。
- (2) **令和3年の所得の合計額が1,000万円以下**であること。
- (3) **事業収入等のうち、収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下**であること。

所得とは？

収入の金額から必要経費、給与所得控除等を差し引いた額のことをいいます。

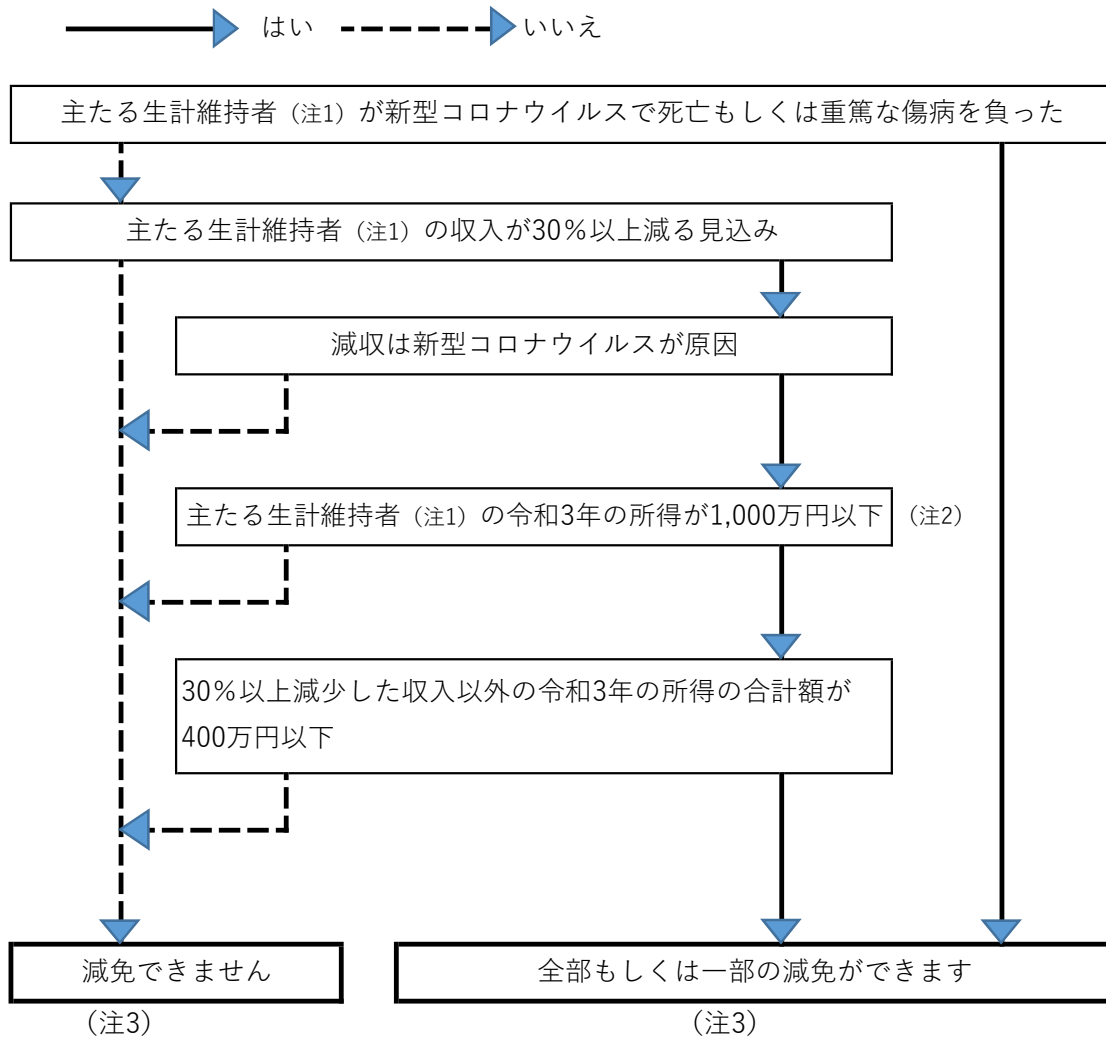
事業収入等とは？

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかになります。株の収入や年金収入は含まれません。

※上記説明で分かりづらい方は、右面に減免の簡易フローチャートを作成していますのでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免の簡易フロー

※簡易的にまとめたものであるため、詳細は必ず確認してください。



(注1) **主たる生計維持者は、国民健康保険と後期高齢者医療保険は世帯主であること、介護保険は同一世帯内であることを原則としています。**ご不明な場合は、ご相談ください。

(注2) 介護保険料についてはこの基準はありません。

(注3) 国民健康保険税の場合、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で**会社都合の離職をし、雇用保険から失業給付を受ける場合**、非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度が優先適用となり、保険税を減免します。

保険料（税）の減免額は、減免対象の保険料（税）額（ $A \times B / C$ ）に、令和3年の所得額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料（税）額（ $A \times B / C$ ）

A 決定保険料（税）額

国民健康保険税は納税義務者（世帯主）にかかる保険税額

介護保険料は第一号保険料額

後期高齢者医療保険料は後期高齢者医療保険料額

※決定保険料（税）額

・・・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額

（減少することが見込まれる事業収入等が2種類以上ある場合はその合計額）

介護保険料の場合、減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得が給与所得の場合、その給与所得から10万円を控除した額（0円を下回る場合は、0円）

C 令和3年の所得の合計額

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計所得金額

介護保険料は第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額（租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除して得た額）

で、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合は、その合計額から10万円を控除した額（0円を下回る場合は、0円）

所得の合計額に応じた減免割合（D）

主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額について、

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の場合	
300万円以下の場合	→ 全部
400万円以下の場合	→ 10分の8
550万円以下の場合	→ 10分の6
750万円以下の場合	→ 10分の4
1,000万円以下の場合	→ 10分の2

介護保険料の場合	
210万円以下の場合	→ 全部
210万円を超える場合	→ 10分の8

申請に必要な提出物チェックリスト ※申請期限は令和5年3月31日（金）必着です。

- 各保険料（税）の減免申請書（国保・介護・後期）
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免に係る事業収入等申告書
- 世帯主及び被保険者の本人確認書類の写し（運転免許証・パスポートなど）
- 令和3年分確定申告書の控え・源泉徴収票など所得のわかるもの
（世帯主及び被保険者分）
- 令和4年中事業収入等見込額の根拠となるもの（前月までの帳簿や給与明細書等）
- 死亡もしくは重篤な傷病を証明する書類（死亡診断書や診断書）
- 廃業・失業を証明する書類（個人事業主の廃業届や事業主の証明等）

減免対象となる保険料（税）について

令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている令和3年度分の保険料も減免対象となる場合があります。申請期限等の詳細は、下記までお問い合わせください。

《必ずお読みください》

減免の対象外

「減収額が30%以上であること」は前年に比べて収入が減少していることを明らかにする必要がある。減収額が30%以上でない場合や、申請日において前年の収入を申告していない世帯は対象外です。また、減免額は減収した事業の前年所得金額を乗ずる計算式で求めることから、その前年所得が0円以下である場合には、所得上の減収の影響がないため対象外です。

減免決定後の注意点

減免は、「申請日時点で令和4年の収入が前年より30%以上減少する見込みであること」を予測して決定しており、最終的な確定ではありません。減免の決定後、収入状況が改善したことが明らか場合は、決定した減免の全部または一部を取り消すことがあります。

実際に収入が減収したかどうかは翌年の申告を終えるまで（令和5年3月以降まで）市が確認することができず、そこで減免の全部が取り消しとなった場合、例えば最大1年分の保険料（税）額を1回の納期で請求することになります。

減免の決定を受けた方は、その後も毎月の収入状況を管理し、減免要件を満たすほどの減収がないと判断した時点で、市にすみやかに申告してください。

※申請に関するお問い合わせについては下記までお願いします。

【お問い合わせ先】

国民健康保険税

橋本市 健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係 0736-33-1271

介護保険料

橋本市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係 0736-33-1633

後期高齢者医療保険料

橋本市 健康福祉部 保険年金課 高齢医療係 0736-33-1273